

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一
部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四
十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「二百七十六円」を「二百七十九円」に、「三百九十六円」
を「三百七十九円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定
に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年四月三十日

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を
改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改
正

豚等の移入の禁止

鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更

基本測量の実施

基本測量の終了

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年一月七日現在の地番による。）	
大字吉田字澤ヶ谷	大字吉田字澤ヶ谷のうち四一四の二以外の区域	
大字吉田字上ミ池	大字吉田字上ミ池のうち七〇八の八以外の区域	
大字吉田字奈原	大字吉田字奈原の全域	
大字吉田字上ミ池七〇八の八	大字吉田字上ミ池七〇八の八	

鳥取県告示第五百二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	告の範囲	氏名	勤務先
外科	ぼうこう又は直腸機能障害	木村修	米子市西町三六一
外科	ぼうこう又は直腸機能障害	貝原信明	鳥取大学医学部附属病院

外 科	内 科	内 科	内 科	外 科
外 科	科脳神経外	内 科	内 科	外 科
内科	心臓機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	呼吸器機能障害
心臓機能障害	遠藤哲	田中泰明	平本真介	引田享
門脇重成	米子市西町三六一	米子市西町三六一	東伯郡三朝町大字山田六九〇	米子市西町三六一
院	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県立厚生病院	鳥取大学医学部附属病院	鳥取大学医学部附属病院
院	岩美郡岩美町大字浦富六五	米子市皆生一四八〇	米子市皆生一四八〇	米子市西町三六一
院	二岩美町国民健康保険岩美病	労働福祉事業団山陰労災病	労働福祉事業団山陰労災病	鳥取大学医学部附属病院

内科

心臓機能障害

鳥銅高嗣

倉吉市瀬崎町二七一四
松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同

条第四項の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局において一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第五百二十五号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計画変更の方針

1 被害区域が県の東部及び山間部へ移行しつつあることにかんがみ、これらの地域においては、被害の拡大を防ぐため予防（特別防除）を重点とした防除を行う。

2 被害が終息しつつある地域にあつては、駆除（特別伐倒駆除等）を重点として感染源を完全に除去し、速やかな終息を図る。

二 計画変更の概要

一方針に従い、特定措置を実施する区域について、所要の変更を行つた。その結果、特定措置の種類ごとの実施区域の面積は、次のとおりとなつた。

特別伐倒駆除	変更前	変更後	増減
	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)
一、一六四			
一、一三五			
二九減			

3 昭和60年4月30日 火曜日 鳥取県取報

鹿児島県大口市の区域

鳥取県知事 西 尾 邑 次

伐倒駆除	五、七四二	六、五五三	八一増
特別防除	(一、四八六 一七四)	(一、三、七〇〇 三八〇)	(一、二一四增 二〇六增)
地上散布	四〇	三九	一減
樹種転換	四九五	三〇〇	一九五減
合計	二三、一〇一	二四、一〇七	二、〇〇六増

(注) 特別防除の項の()内の数値は、緊急防除の実施区域の面積で外数であるが、合計の項の数値は、これを算入した数値である。

鳥取県告示第五百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
昭和六十一年四月三十日

一 作業種類 基本測量（国土基本図作成）

二 作業地域 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び大山町並びに

日野郡江府町及び溝口町

三 終了年月日 昭和六十一年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業期間 昭和六十一年五月十日から同年十二月二十日まで

三 作業地域 岩美郡福部村、八頭郡智頭町及び佐治村並びに日野郡溝口町及び日野町

鳥取県告示第五百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。